

海上運賃についての質問が多かったので纏めて説明したいと思います。

例：当初は船舶（海上運賃 10 万円）で運送予定であったが、その後航空機（航空運賃 50 万円）での運送に変更された場合

条件：FOB 価格

① 製造遅延等（輸入者の責めに帰すべき理由以外の理由）により船舶から航空機の運送に変更された場合

⇒輸入者が航空運賃を 10 万円以上負担しなければ航空運賃特例の対象

例：航空運賃 50 万円のうち、輸入者負担 10 万円、輸出者負担 40 万円。

この場合には、当初予定していた海上運賃の 10 万円を課税価格に加算する。

⇒輸入者が航空運賃を、10 万円を超えて負担した場合には航空運賃特例の対象外

例：航空運賃 50 万円のうち、輸入者負担 20 万円、輸出者負担 30 万円。

この場合には、航空運賃の 50 万円を課税価格に加算する。

② 災害等により船舶から航空機での運送に変更された場合

⇒航空機の運賃が船舶の運賃を著しく超えると税関が判断した場合（災害運賃特例適用）

例：船舶の場合の運賃 10 万円、航空機の場合の運賃 50 万円（著しく超える場合）

この場合には、当初予定していた海上運賃の 10 万円を課税価格に加算する。

⇒航空機の運賃が船舶の運賃を著しく超えないと税関が判断した場合

例：船舶の場合の運賃 10 万円、航空機の場合の運賃 12 万円（著しく超えない場合）

この場合には、航空運賃の 12 万円を課税価格に加算する。

③ 上記①の航空運賃特例と上記②の災害運賃特例以外の場合

⇒売買契約等により船舶での運送を予定していて、何らかの事情により航空機の運送に変更された場合には、航空運賃の一部を輸出者が負担すると決められていた場合

例：航空運賃（50 万円）のうち、輸入者負担 20 万円、輸出者負担 30 万円。

この場合には、輸入者負担の 20 万円を課税価格に加算する。

④ 上記①の航空運賃特例と上記②の災害運賃特例、上記③の例以外の場合

⇒何らかの理由により船舶から航空機の運送に変更された場合

この場合には、航空運賃の全額を負担者を問わず課税価格に加算する。